

和束町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 和束町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 29 年 4 月 1 日	計画給水人口	4400 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	公営企業法 非適用	現在給水人口	4167 人
		有収水量密度	0.479 千 ³ m/ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 84.7 千m
	配水池設置数	12	
施 設 能 力	3413 m ³ /日	施 設 利 用 率	40.16 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別基本料金と単一型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。 1月あたりの使用量が10m ³ までは基本料金、11m ³ 以上は超過料金として加算し、下記の各単価により算出した合計額に消費税等相当額を乗じて1ヶ月あたりの使用料を決定する。			
		基本料金	超過料金	備 考
	一般家庭用	10m ³ まで 1,500円	1m ³ につき 170円	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 19 年 4 月 1 日	学校/官公庁用	20m ³ まで 3,500円	1m ³ につき 170円 その他、一般家庭以外を含む

④ 組織

平成13年度に建設課と上下水道課が統合して建設事業課となり、建設事業課の中に水道係と下水道係が設置された。その後、平成19年度に各係が統合され上下水道係となり、現在、課長補佐1名、係長1名、主事2名で簡易水道事業と特定環境保全公共下水道事業を兼務している。
簡易水道事業に係る業務分担としては、40代の課長補佐が主に予算や経営関係を担当、40代の係長が技術管理者として水道事業全般に従事、20代の主事1名が施設等維持管理も含めた事業全般を担当、20代の主事1名が主に下水道事業を担当しながら料金事務に従事している。
予算措置としては、簡易水道事業特別会計で係長1名、主に水道担当の主事1名の2名分、下水道事業特別会計で課長補佐1名、主に下水道担当の主事1名の2名分を計上している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

1. 年度別取組状況	平成12年度 下水道事業の供用開始とともに、水道料金と下水道料金の徴収事務等を一元化 平成13年度 職員の特殊勤務手当を8%から4%に減額。平成16年度には同手当を廃止。また、上下水道課と建設課を統合して建設事業課に編成。 平成14年度 職員の調整手当を減額。平成15年度には同手当を廃止。また、当初予算書の製本外注を廃止。 平成15年度 一時借入金を金融機関から借り入れず、基金運用にて資金調達を実施し、発生する利息の軽減を図る。 平成18年度 水道料金徴収業務委託の廃止。 平成19年度 料金改定実施。補償金免除制度を活用した繰上償還及び低利率への借換債発行。 職員数1名減に伴い、水道係と下水道係を統合して上下水道係を編成し協力体制を強化。 平成20年度 補償金免除制度を活用した繰上償還及び低利率への借換債発行。 平成25年度 定期清掃委託の廃止。公用車所有台数の減。
2. 民間等活用の状況	年間を通じて水質検査業務、ポンプ保守点検業務、緊急修理工事業務を民間業者に委託。また、検針業務については、個人との契約により委託している。
3. 施設統合の状況	平成17年度に4つの簡易水道事業(7箇所の浄水場)を3簡易水道事業(3箇所の浄水場)に統合。現在、平成27年度から平成31年度までの計画で、1簡易水道事業(1箇所の浄水場)への統合整備を実施中。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分※別紙「経営比較分析表(平成27年度状況)」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町の人口は減少傾向にあり、平成28年3月に策定された「和東町第4次総合計画・後期基本計画」でも、平成32年度の人口が3,800人を下回る予測値となるなど、今後も人口減少傾向が見込まれている。

①行政人口予測値＝直近5年間の平均増減数を前年度数値から増減

②給水人口予測値＝直近5年間の平均普及率を当該年度の行政人口に乗じて算出

これまでの人口推移(平成19年度～平成28年度)10年間										
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(見込)
行政人口	5,036	4,946	4,816	4,751	4,664	4,558	4,431	4,330	4,210	4,137
給水人口	4,980	4,920	4,792	4,751	4,619	4,514	4,388	4,283	4,167	4,096
今後10年間の人口推移予測(平成29年度～平成38年度)										
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
行政人口	4,031	3,926	3,825	3,724	3,627	3,525	3,424	3,323	3,223	3,122
給水人口	3,990	3,886	3,786	3,686	3,590	3,489	3,389	3,289	3,190	3,090

(2) 水需要の予測

行政及び給水人口の減少傾向に加えて、節水意識や節水型機器等の普及などにより、今後ますます水需用及び有収水量の減少が予想される。

①年間総配水量予想値＝直近5年間の平均一人あたり年間配水量に当該年度の予想給水人口に乗じて算出

②年間有収水量予想値＝直近5年間の平均一人あたり年間有収水量に当該年度の予想給水人口に乗じて算出

これまでの年間総配水量・年間総有収水量・有収率の推移(平成19年度～平成28年度)10年間										
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(見込)
年間総配水量(m ³)	650,655	640,766	578,657	554,926	533,793	533,686	525,120	504,869	501,650	484,745
年間総有収水量(m ³)	490,270	481,779	470,453	466,324	448,566	448,476	441,277	424,260	421,555	407,349
有収率(%)	75.35%	75.19%	81.30%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%
今後10年間の年間総配水量・年間総有収水量・有収率の予測(平成29年度～平成38年度)										
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
年間総配水量(m ³)	474,419	462,577	450,192	439,062	426,715	415,070	403,216	391,280	379,538	367,555
年間総有収水量(m ³)	398,672	388,720	378,313	368,960	358,584	348,799	338,838	328,807	318,940	308,870
有収率(%)	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%	84.03%

(3) 料金収入の見通し

これまでの給水人口や有収水量の傾向を踏まえて、直近5年間の平均一人あたり調定額を算出し、これに上記(1)の給水人口予測値を乗じて水道料金収入を予測。給水人口及び使用水量の減少に伴い、料金収入が減少していくことが想定されることから、現在進めている統合事業の完了予定の翌年度である平成32年度に25%の値上げとなる料金改定を検討する。25%の根拠は、平成32年度から10年間の営業費用及び元利償還金の1/2が賄える率として算定した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
水道料金(千円)	76,395	74,568	73,333	90,048	87,378	84,989	82,540	80,051	77,723	75,246

(4) 施設の見通し

本町の簡易水道事業は、和東中央簡易水道(H17年度統合完了)、西部簡易水道(S51年創設)、木屋簡易水道(S47年創設)の3簡易水道事業で運営しているが、西部・木屋の両簡易水道施設の老朽化、取水源の枯渇問題などの課題を解消するため、現在、この2簡易水道を和東中央簡易水道に統合し、より安心・安全・安定した水供給を行うとともに、水質管理や経営の合理化を図ることを目的として一町一簡易水道への整備をすすめているところである。

管路については、法定耐用年数の40年を超えている老朽管も存在しており、漏水等が発生した場合その都度漏水調査を行い修繕対応を実施しているが、今後、有収率の向上および耐震化についても考慮し、計画的な布設替が実施できるよう長寿命化計画等の策定も視野に入れて検討をすすめる。

(5) 組織の見通し

現体制は、上下水道係で4人、簡易水道事業では主に2人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは現実的ではないため、少なくとも現体制を維持する必要がある。

現在の公営企業会計の適用についての動向を注視するとともに移行への検討もすすめるが、その必要性が生じた際には業務量等が増加することが見込まれることから、業務量増加に対応するための人員増員や施設の維持管理における民間委託などもあわせて、安定経営を図れるよう検討する必要がある。

3. 経営の基本方針

和東町第4次総合計画に基づき、安全・安心な飲料水の安定供給を継続するため、「適正な施設及び水質管理」、「老朽施設の計画的更新」、「経営の健全化」を基本方針として定め、日常的な施設巡回による点検や水質検査の法定項目に確実に対応した水質検査の実施、長寿命化計画の策定を視野に入れ、耐用年数や機能的な劣化の状況に応じた適切な修繕や更新の実施、水道料金の適正化を常に検討するとともに事務事業の見直しや中長期的な経営計画等により安定した持続可能な財政運営に取り組んでいく。

また、大規模地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧をめざした事業継続計画を策定する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	独立採算制の原則を基本としながら経営の健全化を図りつつ、安全・安心な水の安定供給に努める
-----	--

- ①安定した給水サービスを確保するために、平成31年度を完了とした統合簡易水道整備事業を実施。
②施設・機器・管路等の修繕や更新について、収支均衡を図りつつ計画的に実施できるよう、長寿命化計画の策定を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①経営状況に即した適正な料金水準を確保するとともに料金収納率の向上を図る ②統合事業に係る事業費を平準化するため資本費平準化債を発行するとともに、有利な地方債の発行及び既往債の繰上償還を含めた借換債の発行についても検討する
-----	--

- ①水道料金について、現在進めている統合事業の完了予定の翌年度である平成32年度に、その後10年間の営業費用及び元利償還金の1/2が賄えるよう、25%の値上げとなる料金改定を計画。
②企業債について、統合事業に係る事業費の後年度負担を平準化するために、平成33年度以降において資本費平準化債を発行するとともに、過疎債や辺地債など有利な地方債の発行及び既往債に係る元利償還金の繰上償還、また企業債に係る利率変動等を見極め、高利率から低利率への借換債の発行なども検討。
③繰入金について、地方公営企業繰出基準に基づく繰入とし、基準外繰入を発生させないなど独立採算制の原則を基本とする。
④国庫補助金について、現在進めている統合事業の完了予定年度(平成31年度)まで補助対象事業の1/3を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①委託料について、水質検査委託料は現在の統合事業により取水源が一元化されることから減少となり、また水道メーター交換業務委託は計量法に基づく法定期限での交換として計上。
②修繕費については、これまでの修繕内容や決算状況などから施設・管路ごとに年間発生数や経費額などを算定して推計。
③動力費については、これまでの稼働状況や決算状況及び現在の統合事業による機器設備状況なども勘案して計上。
④人件費については、現行(2人)と同様の体制として本町の給与制度により算出。
⑤その他、基本的にはこれまでの決算状況や平成28年度決算見込額により算出し、消費税納税額については各年度の決算見込額及び平成31年10月に引き上げが行われることを想定して算定。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については未検討。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現在、平成31年度完了を目標に、町内の3簡易水道事業を1簡易水道事業にするための統合事業を実施しており、その後における統合については予定なし。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	現在進めている統合事業において、施設・設備の合理化を図ることとしている。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	長寿命化計画の策定について、今後検討をすすめる。
広域化	本町の地理的要因等から広域化は困難であり現時点では未検討。但し、将来において近隣市町村との広域化の可能性についても模索・検討を行う。
その他の取組	長寿命化策定の検討とあわせ、日常の点検等から施設や機器の状況、また法定耐用年数を超えた管路などを的確に把握し、今後において計画的に更新等が行えるよう修繕計画や更新計画などの策定についても検討する。

② 財源について検討状況等

料 金	公営企業会計への移行に係る動向に注視し、今後、移行が必要となった際には人員体制や減価償却費等の新たな費用を補うための財源が必要となり、限られた財源の中で補うことができない場合、料金体系等の見直しも検討する必要がある。
企 業 債	現在進めている統合事業に伴う事業費に対する国庫補助金の交付率等により、地方債や資本費平準化債の発行額について随時変更を行っていく。
繰 入 金	現時点で繰出基準内での独立採算制を維持できていることから、今後においてもこれまで同様に経営の健全化を図るためにも基準外繰入を発生させないよう取り組む。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入について、初期投資や維持管理経費などの収支計画を策定し、光熱水費や動力費のコストダウン化などが図れるよう検討する。
その他の取組	新たな事業を行う必要性が生じた場合は、国の補助制度の活用や交付税措置の有利な地方債の発行など、適切な財源確保について検討する。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	現在進めている統合事業完了後において、施設の運転及び維持管理に係る包括的民間委託や指定管理者制度等の導入について検討する。
修 繕 費	施設については現在の統合事業により当面は修繕等の必要性はなくなるが、ポンプ等機器類については日常の運転状況から現状を的確に把握し、また管路については法定耐用年数を超える部分から計画的に修繕・更新ができるよう検討する。
動 力 費	各施設の適切な運転及び維持管理に努め、効率的な運用を図り費用を抑制する。
職 員 給 与 費	本町の給与制度に基づく。
その他の取組	維持管理における経常経費については、安心・安全及び安定した水の供給を前提としつつ、常に経費削減の意識で取り組むことにより経営の健全化を図る。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い収支計画等の数値については、決算状況を的確に反映できるよう更新するとともに原則5年ごとに見直しを図る。
-------------------------	--